

富山県「悪質商法撃退教室」実施要領

1 事業の趣旨

高齢者を対象とする「次々販売」などの悪質商法の被害は、依然として後を絶たず、中には非常に深刻な被害を蒙る場合もあります。

このような高齢者の消費者被害防止のために、「悪質商法撃退教室」を実施いたします。

この教室は、人生経験も豊富で、社会的貢献が期待される地域団体役員等の方々の活力を、高齢者の見守りに活かしていただくためのものです。

具体的には、地域の各団体の役員の方々に、「悪質商法撃退教室（消費者問題についての出前講座）」に参加いただき、その後、日常生活の中で、消費者被害に遭っていると思われる高齢者を見かけたら、市町村窓口や県消費生活センターへ相談するよう勧めていただくなど、高齢者の消費者被害防止のための見守り活動を行っていただくものです。

現在行っている「消費生活出前講座」と併せて、県内の見守り活動のより一層の充実を図って参りたいと考えています。

2 教室の概要

(1) この教室は、小学校区などの単位に分けて、1年間に80箇所程度実施し、3年間の継続を予定しています。

(2) 実施対象団体（原則、1箇所30名以上でお願いします。）

ア 地区老人クラブ（校下単位）・・・50箇所を目途とします。

イ 地区民生委員・児童委員協議会（校下単位）・・・20箇所を目途とします。

ウ 地域包括・在宅介護支援センター協議会・・・10箇所を目途とします。

(3) 派遣講師等

富山県消費生活推進リーダーまたは富山県消費生活センター職員が出向きます。なお、講師派遣費用は無料です。

(4) 実施期間

随時実施します。（ただし、12月29日から1月3日までを除く）

(5) 教室の内容

最近の、主として高齢者の悪質商法トラブルとその対処法
その他希望のテーマがあればご相談ください。

(6) 会場設営等

会場設営及びその経費については、申込者の方で負担願います。

(7) 申込み手続

各団体の市町村連合会又は協議会において、別紙1「富山県悪質商法撃退教室実施計画書」をとりまとめ、6月5日(金)までに、富山県消費生活センターへ提出願います。

実施計画書に記載された地区団体は、教室開催の50日前までに、別紙2「富山県悪質商法撃退教室申込書」を富山県消費生活センターへ提出願います。

当該「申込書」は、富山県消費生活センターのホームページからダウンロードできます。

(8) 申し込み先 富山県消費生活センター(事務担当:太田、松永)

TEL 076-432-2949 FAX 076-431-2631

(別紙2)

平成 年度 富山県 「悪質商法撃退教室」 申込書

平成 年 月 日

富山県消費生活センター 行き

下記のとおり申し込みます。

団 体 名	市 町 村 名 () 老人クラブ名 ()	
人 数	名	
連 絡 先	担当者名	TEL _____ FAX _____
開催希望日	平成 年 月 日 (曜日)	
時 間	午前・午後 時 分 ~ 時 分	
場 所	会場名称	
	所在地	TEL _____
	視聴覚設備	(設備のあるものに 印をつけて下さい。) ホワイトボード ビデオデッキ テレビ スクリーン パソコン用プロジェクター
講 義 内 容	「高齢者の消費者トラブルとその対処法」	
	その他に希望のテーマがありましたらご記入ください。	
備 考		

富山県消費生活センター(くらしの安心ネットとやま事務局)
TEL 076-432-2949 FAX 076-431-2631